平成２７年（フ）第３２０号
北海道北広島市輪厚607番地15
債務者　桝潟　宏郎
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２１号
北海道北広島市輪厚607番地15
債務者　桝潟　良子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５１号
札幌市北区新琴似４条11丁目３番１号
債務者　村田　美栄
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０号
盛岡市黒石野１丁目11番16号　サンパレス黒澤Ｆ102号、旧住所盛岡市紅葉が丘19番31号
債務者　千葉　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９６号
盛岡市玉山区好摩字野中296番地
債務者　佐藤　光穂
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８号
群馬県伊勢崎市境木島534番地１　境木島住宅Ａ105
債務者　村岡あゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３８号
群馬県伊勢崎市美茂呂町4282番地12　すずかけハイツＡ102
債務者　倉沢　浩史
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
群馬県伊勢崎市下道寺町44番地８
債務者　岩沼　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目44番地　312号
債務者　須田　和美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
群馬県高崎市倉賀野町2272番地３
債務者　近藤　祥幸（旧姓梅澤）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４３号
群馬県藤岡市上戸塚142番地６　メゾン・ユウユウ202号
債務者　下田　秀樹
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４号
三重県松阪市和屋町226番地１　マルクオートビル２Ｆ　Ｃ号室、住民票上の住所三重県松阪市和屋町226番地１　マルクオートビル２Ｆ　Ａ号室
債務者　濱口　文彦
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３６号
京都市伏見区東町209番地　グランドムール伏見桃山102号
債務者　中村　圭吾
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
京都市左京区岩倉花園町18番地６
債務者　時本　　章
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
京都市南区東九条上御霊町２番地　グランドパルティールⅠ501号、前住所京都市中京区六角通大宮西入因幡町112番地４
債務者　渋谷　豊和
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
京都市右京区花園妙心寺町57番地
債務者　津田利絵子（旧姓岸・丸井・浦辻）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６４号
堺市堺区北庄町１丁７番１―308号
債務者　芳村　保恵
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係